

1 日 時：令和元年6月15日（土）13：30～15：00

2 場 所：たけのパーク フリースペース

3 参加者：14名

4 講 師：ソニー生命ライフプランナー 石間伏 勝博氏

5 主な内容

(1) 高齢期における資金と関心

- ・高齢期における資金として、①医療や介護に必要な資金、②長生きした場合の生活資金、③家族間の資金の引き継ぎについてそれぞれ考える。
- ・例えば、50歳代では「自分の健康」、60歳代では「老後に備えた資産運用」、70歳代では「資金の引き継ぎ」など、各年代ごとに資金に対する関心が異なる。

(2) 医療・介護について

- ・健康保険には、自己負担の限度額があるので、まずこれを把握する。先進医療など、健康保険の対象とならない治療を受けると自己負担が増えるので、医療保険に入っておくと安心できる場合がある。
- ・病気によって、入院費用の単価や入院日数が異なるが、入院特約のある医療保険もある。
- ・最近では、公的な介護保険以外にも、介護に関する保険が出てきている。

(3) 資金運用について

- ・一般論として、夫婦二人が暮らすのに最低月26万円、月36万円あれば、ゆとりがある生活をおくることができると言われている。
- ・生活スタイルによってそれぞれ異なるので、一概にあと1,000万円必要とか、2,000万円必要とかは言えないが、仮に65歳から85歳の20年間で月5万円不足するとすると、 $5万円 \times 12ヶ月 \times 20年 = 1,200万円$ が必要となる。
- ・自分が年金をいくらくらいもらえるかを把握し、現在、使う見込みのないお金があれば投資などにより資金を運用することも一案である。

(4) 資金の引き継ぎについて

- ・死亡時の財産が「3,000万円+600万円×法定相続人数分」以上あると相続税がかかってくるが、「生命保険500万円×法定相続人数分」の金額は非課税となる。
- ・このため、財産を生命保険にしておくと相続税対策になる。
- ・運用しながらの生命保険もあり、引き継ぐ財産を少しでも増やすことも考えられる。
- ・また、生前に年110万円以上子供に渡すと贈与税の対象になるが、子供を受取人とした110万円の生命保険に加入すれば、贈与税の対象とはならない。
- ・それほど財産がない場合でも、死亡すると銀行口座が凍結されるので、葬式代プラスお墓代を考え、300万円くらいの終身の生命保険に入っておくのがよい。

(5) このほか、仲島司法書から、相続について補足説明があった。

- ・法定相続の割合：①「配偶者(1/2)と子供(1/2)」、②子供(孫)がいない場合は「配

偶者 (2/3) と直系尊属 (本人の父母など : 1/3)」、③子供 (孫) も直系尊属もない場合は、「配偶者 (3/4) と本人の兄弟姉妹 (1/4)」となる。

- 遺言書があれば、法定割合を変更することができる。ただし、法定相続人には「遺留分」として、法定割合の 1/2 を受け取る権利があるため、不当な遺言書であれば争うことができる。